

( 整理番号 0712 )

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和7年9月26日（金） 13時30分～15時13分					
出席状況	公益 代表委員	出席2人 定数3人	労働者 代表委員	出席3人 定数3人	使用者 代表委員	出席3人 定数3人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長荻原委員、部会長代理那須野委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」とし運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞</p> <p>特定最低賃金のあり方の中で、技能職の待遇改善に着目して考えていく。栃木県計量器等製造業の日本人平均時給 1,936 円が栃木県全産業の平均時給の約 33% 上回っているため、10/1 改正の栃木県最低賃金 1,068 円の 33% である 352 円の引上げを念頭に入れて考えていきたい。</p> <p>＜金額提示＞</p> <p>① 294 円引き上げ（労働協約の最低額。）</p> <p>② 未提示（使用者代表の主張や公益代表の考え方等を踏まえ次回までに再考したい。）</p>						

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞

コロナ禍から状況は回復しつつも、材料費の高騰や為替の影響を受け、厳しい状況が続いている。さらに、当該特定最低賃金適用業種は幅広い。それらの業種間での景況感の開きも大きく、また、業界によって価格転嫁の進み具合も違う。

最賃引上げの必要性は理解するが、現状の景況感が比較的良い業界を基準にして引上げ額を検討することには無理があり、適用業種全体のことを考えつつ、事業の継続と雇用の維持を基盤にして考えていきたい。

＜金額提示＞

- ① 24 円引き上げ（昨年の計量器等特定最低賃金の上げ幅 48 円の半分）

3 その他

次回開催日を確認した。

令和 7 年 10 月 8 日（水）13 時 30 分～

第 2 回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会